

東京都子供・若者計画（第3期）の策定について

東京都では、東京都子供・若者計画（第3期）を策定しましたので、お知らせします。
※本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画です。

1 計画の理念

子供・若者の一人ひとりが、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援する

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 計画のポイント

- 「施策推進の視点」に「こども基本法」の理念を反映
- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者の問題に対応するため新たな項目（居場所・ヤングケアラー・困難な問題を抱える若年女性）を追加
- 子供・若者の意見を聴きながら、エビデンスに基づく実効性の高い政策を推進していく必要性を明示
- 当事者の視点に立った若者の数値目標を新たに設定

4 計画の内容

- 概要 別紙のとおり
- 全文 東京都ホームページでご覧いただけます。



https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/about/tyousa-keikaku/jyakunen-shien/kowaka-keikaku02/

5 意見募集の結果

本計画の策定にあたり、令和7年2月10日から同年3月11日までの期間において、都民の皆様のご意見を募集いたしました。その結果、86件のご意見をお寄せいただきました。

お寄せいただいたご意見と、ご意見に対する都の考え方は、東京都ホームページでご覧いただけます。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

【問い合わせ先】
生活文化スポーツ局都民安全推進部
若年支援課
電話：03-5388-3172